

令和4年度 認可外保育施設立入調査実施結果

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	指摘 対象	指 摘 事 項 等	改 善 結 果
令和4年8月22日	認可外保育施設 家庭的保育 みんなのおうち にじいろ		指摘事項なし。	
実地				

令和4年度 認可外保育施設立入調査実施結果

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	指摘 対象	指 摘 事 項 等	改 善 結 果
令和4年8月22日	認可外保育施設 ころほいく		指摘事項なし。	
実地				

令和4年度 認可外保育施設立入調査実施結果

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	指摘 対象	指 摘 事 項 等	改 善 結 果
令和4年8月24日	認可外保育施設 peek a boo		指摘事項なし。	
実地				

令和4年度 認可外保育施設立入調査実施結果

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	指摘 対象	指 摘 事 項 等	改 善 結 果
令和4年8月26日 実地	認可外保育施設 フレンドルーム クレヨン	施設	非常災害対策について、出入口に設置された避難口誘導灯が点灯していませんでしたので、消防法第17条第1項、消防法施行規則第28条の3第4項第2号に基づき常時点灯させてください。	業者依頼しました。
		施設	非常災害対策について、ビル建物全体で30人以上の収容となることから、消防法第8条第1項、第2項に基づき防火管理者を選任するとともに、消防計画を作成し、届出を行ってください。	10月14日に防火管理者を選任し、消防計画を消防署に提出しました。
		施設	防災対策について、避難はしごがありますが、定期的な点検がされていませんでした。消防法第17条の3の3、消防法施行規則第31条の6第3項第1号に基づき、年に1回は点検し、結果を消防署に報告してください。	業者依頼しました。
		施設	避難はしごについて、設置場所に表示がありませんでした。消防法第17条第1項、消防法施行規則第27条第1項第3号口に基づき、見やすい場所に、避難器具である旨及びその使用方法を表示してください。	業者依頼しました。
		施設	避難はしごについて、降下空間にエアコン室外機がありました。消防法第17条第1項、消防法施行令第25条第2項第2号に基づき、避難の妨げにならないよう改善してください。	室外機を移動しました。

令和4年度 認可外保育施設立入調査実施結果

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	指摘 対象	指 摘 事 項 等	改 善 結 果
		施設	保育室において使用するカーテンについて、ベビー室側のカーテンが防災のものではありませんでした。消防法第8条の3第1項に基づき、改善してください。	9月18日に防災のカーテンに交換しました。

令和4年度 認可外保育施設立入調査実施結果

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	指摘 対象	指 摘 事 項 等	改 善 結 果
令和4年10月13日	認可外保育施設 都市型保育園ポポラー 新潟東中通園	保育	業務日誌及びヒヤリハット記録に、散歩活動における重大インシデントが複数記録されています。指導監督基準第7-(8)安全確保に基づき、ヒヤリとした事案を放置せず職員全員で改善策を検討し、児童の安全確保に配慮した保育を行ってください。	<p>マニュアルを再度共有し、ルール通り適切に運用・活用するように指導しております。具体的な共有方法は</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、月曜日に行われる週ミーティングでの職員全体への共有、周知 2、グループリーダーが園にて、マニュアル活用しているかのチェックと指導を各職員に実施 <p>現在はヒヤリハット報告を作成・活用し、重大なインシデントを放置せず、職員で共有し改善策を講ずるようにしております。</p>
実地				